

●事業主のかたへ

個人住民税(市・県民税)は 特別徴収で納めましょう

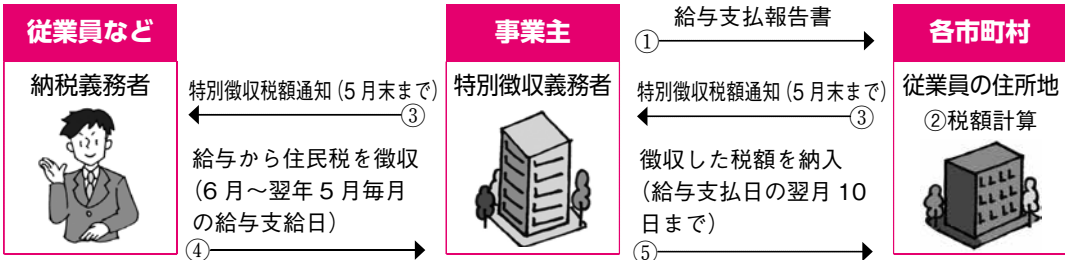
特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、市町村に納入する制度です。

この制度は、地方税法などにより、原則、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務付けられています。

事業主のかたは、1月末までに提出をお願いいたします「給与支払報告書」を提出の際、普通徴収が認められる場合(不定期給、退職予定など)を除いて、「特別徴収」として提出ください(下図①。以下②→⑤となります)。

【従業員にメリットはあるの?】

- ・ 納税のために金融機関などに行く必要がなくなります。
 - ・ 住民税の納め忘れがなくなります。
 - ・ 普通徴収(個人納付)の納期は年4回ですが、特別徴収は年12回となり、1回あたりの納税額が少なくなります。
- 【事業主の手続きの負担は?】
- ・ 個人住民税は市町村が税額計算し通知するので、所得税のように、税額を計算したり年末調整をするような手間はかかりません。



●問い合わせ●
市民税課
☎ 829-1133

●70歳未満のかたへ

高額療養費の 自己負担限度額が変わりました

高額療養費制度とは、1か月に医療機関や薬局の窓口で支払った額が、所得に応じた限度額を超えたときに、超えた額を払い戻すものです(事前の認定が必要)。

改正前

世帯の年間所得	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯		
600万円超	15万円 (医療費が50万円を超えた場合は超えた分の1%加算)	8万3,400円
600万円以下	8万1,000円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%加算)	4万4,400円
住民税非課税世帯		
-	3万5,400円	2万4,600円

改正後

世帯の年間所得	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯		
901万円超	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%加算)	14万1,000円
600万円超~901万円	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%加算)	9万3,000円
210万円超~600万円	8万1,000円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%加算)	4万4,400円
210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯		
-	3万5,400円	2万4,600円

平成27年1月から、70歳未満のかたの高額療養費の自己負担限度額が変更になりました。なお、平成26年8月~12月に申請をされて認定証をお持ちのかたには、新しい認定証を平成26年12月に郵送しました。

●問い合わせ●
国民健康保険課
☎ 829-1136

お弁当宅配

夕ごはんをもっと楽しく!

月曜から金曜までお弁当をお届けします!(週3日から受付可) 見守り活動も兼ねてますので、離れて暮らすご家族にも安心です。お弁当コースのほか、おかずコース(おかず6品)、彩食八菜コース(おかず8品)があり、みなさまの食生活にあわせてご利用いただけるので便利です。まずは1度お試しください!

TEL.0120-279-560

もっとイキイキひとまち暮らし

生活協同組合 **ララコープ**

ララコープ

検索